

くじ番号	7	受付番号	5番
------	---	------	----

一般質問通告書

須恵町議会会議規則第58条の規定により通告します。

令和7年12月3日

須恵町議会議長殿

通告議員田ノ上真

表題	男性用サニタリーボックス設置を	質問の相手	町長
質問事項	質問の要旨		
男性トイレにサニタリーボックス設置を	<p>須恵町役場庁舎に設置されている男性用トイレの個室には、サニタリーボックスが十分に整備されていない現状があります。しかしながら、高齢化の進展や前立腺がん・膀胱がん治療後の後遺症により、尿漏れパッドや成人用おむつを使用する男性が増加しています。これらの利用者が安心して外出し、社会参加を続けるためには、男性トイレにおいても衛生的に廃棄できる環境整備が不可欠です。サニタリーボックスがない場合、パッド等を流してしまうなど不適切な処理が発生し、トイレ詰まりや衛生問題につながる恐れがあります。男女平等の観点からも、女性トイレ同様に男性トイレへ設置することは必要であり、公共施設のバリアフリー化の一環としても重要です。また、プライバシーの観点からも個室に必要と考えます。については、本町における男性トイレへのサニタリーボックス設置の現状と課題、今後の整備方針について伺います。</p> <p>(1) 現状、役場の男性用トイレの個室には、サニタリーボックスが設置されていないと確認していますが、他の公共施設や学校には設置されていますか。</p> <p>(2) 設置されていない理由が、特にある場合は説明をお願いします。</p> <p>(3) 今後整備していく方針はあるでしょうか。</p>		